平成２５年（フ）第４９７号
新潟市南区味方652番地１
債務者　志田　繁章
１　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
４　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０３８号
山口県岩国市平田５丁目50番26号
債務者　岡本　　雅
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　　彰
４　破産債権の届出期間　平成26年１月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４号
鳥取県西伯郡南部町福成2314番地の17
債務者　畑　佐津子
１　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邉　大智
４　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後１時45分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５３号
岩手県一関市千厩町千厩字石堂38番地６
債務者　阿部　一夫
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第５５号
岩手県大船渡市三陸町越喜来字小出21番地２
債務者　平田　章助
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第３６８号
函館市桔梗１丁目24番33―303号
債務者　藤盛　みき（旧姓竹田）
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第６３号
福岡県豊前市大字下河内79番地
債務者　藤末　久美
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１２８５号
埼玉県加須市栄1348番地５
債務者　中島　　清
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９５号
埼玉県蓮田市西新宿５丁目60番地２　陽光ハイツ101号
債務者　北島　孝之
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２５号
さいたま市緑区東浦和３丁目２番地７　サンライトマンション305号
債務者　仙石　　一
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４９号
埼玉県桶川市南２丁目５番34号　サンビューハイツ201号
債務者　木谷　幸弘
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２４２号
岡山県倉敷市幸町７番51―607号　ミヨシマンション幸
債務者　岸田　唯香
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
岡山県都窪郡早島町早島4116番地11
債務者　岡澤　洋一
１　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
岡山県総社市原1854―１、住民票上の住所岡山県総社市原1865番地１
債務者　岡川幸之助
１　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
岡山県倉敷市大島168番地　オアシスリッチＡ棟101号
債務者　大森　友子
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係